

社 援 総 発 第 6 号
老 計 発 第 3 0 号
平 成 1 3 年 7 月 2 3 日

都道府県
各 指定都市 民生部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局総務課長



厚生労働省老健局計画課長



社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について

標記の事業については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」(平成13年7月23日社援発第1277号・老発第275号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「局長連名通知」という。)によりお示したところですが、なお、運用上の留意事項として左記事項をお含みの上、その適正な運営を図っていただくよう指

導方よろしくお願いいたします。

なお、本通知については、3を除いて地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な費用で老人保健法（昭和57年法律第80号）にいう老人保健施設を利用させる事業について」（昭和63年4月1日社庶第110号厚生省社会局庶務課長、児童家庭局企画課長連名通知）を廃止することを併せて申し添えます。

記

局長連名通知の各項目については、次の点に留意されたいこと。

1 第一の3について

入所者のうち、生活保護法による保護を受けている者及び無料又は費用の10%以上の減免を受けた者の割合は、毎年4月1日から翌年3月31日までの入所人員について算定するものであること。

2 第二の2の(1)について

生計困難者を対象とする費用の減免方法として、減免を行う対象者に関する基準及び減免額に関する基準を明らかにして、これを明示すること。減免を行う対象者に関する基準及び減免額に関する基準は、施設において、地域の福祉事務所、社会福祉協議会等の関係機関と協議の上、定めること。

3 第三の1について

報告は、別記様式により毎年5月末日までに社会・援護局総務課長あて行うこと。